

小笠原を最も気象観測密度が高い気象 DX 先進エリアへPJに関する連携協定

小笠原村（以下「甲」という。）、株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）及び東京都小笠原支庁（以下「丙」という。）は、地域課題解決型スマート東京普及促進事業を活用した「小笠原を最も気象観測密度が高い気象 DX 先進エリアへPJ」（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙が緊密に連携することにより、国内で唯一、気象レーダーの観測外の小笠原村において、ゲリラ豪雨の察知を含め気象予測の精度を向上させることで、島民の命と安全を守り、島民のQOLを高めて「スマート東京」を実現することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。

なお、令和8年度又は令和9年度東京都歳入歳出予算に本事業に係る予算が計上されなかった場合においては、その時点で事業終了となる場合がある。

（事業の内容）

第3条 甲、乙及び丙は、次の各号に掲げる取組を連携して実施する。

- (1) ソラテナProとソラカメを活用した気象予測精度の向上
- (2) AIと気象衛星を活用した、雨雲レーダーの再現
- (3) 島民や観光客等への効果的な気象情報の発信、気象情報のニーズ調査

（役割分担）

第4条 本事業の実施における甲、乙及び丙の業務分担は、次のとおりとする。

- (1) 甲及び丙の役割
 - ア 履行場所の選定に必要な現地調査及び調整、履行場所となる所有地及び電気・通信環境の提供
 - イ 気象情報の活用状況や満足度についてのニーズ調査 等
- (2) 乙の業務分担
 - ア AIを活用した気象データの分析、AIモデルの運用、気象情報の発信 等

（協力・連携事項）

第5条 甲、乙及び丙は、前条に定める役割のほか、次に掲げる事項に連携して取り組む。

- (1) 本事業に係る普及啓発及び成果の発信
- (2) 本事業終了後の気象観測体制の強化に向けた検討
- (3) その他、本事業に必要な調整

(費用の負担)

第6条 本協定に係る経費の負担については、各自が分担した自己の業務に要する費用を各自が負担するものとする。

(情報保護)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき知り得た情報について、相手方に事前の承諾を得た情報以外は第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

(協定違反等)

第8条 この協定の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、甲、乙及び丙が協議の上、第4条に規定する役割分担に応じて各々負担するものとする。

(解除)

第9条 本協定の目的を達成することが著しく困難となった場合には、甲、乙及び丙が協議の上、本協定を解除することができる。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙押印の上、各1通を保有する。

令和7年12月 4日

(甲) 所在地 東京都小笠原村父島字西町

名称 小笠原村

代表者 小笠原村長 渋谷 正昭

(乙) 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3

商号または名称 株式会社ウェザーニューズ

代表者 代表取締役 石橋 知博

(丙) 所在地 東京都小笠原村父島字西町

商号または名称 東京都小笠原支庁

代表者 小笠原支庁長 大場 雄二郎